

一宮市教育委員会事務点検評価員の委嘱について

一宮市教育委員会事務点検評価員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年5月23日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定める、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うにあたり、一宮市教育委員会事務点検評価員を委嘱するため、本案を提出します。

1 一宮市教育委員会事務点検評価員 委嘱候補者

氏 名	備 考	新任 再任
いまがわ みねこ 今川 峰子	学識経験者 (岐阜聖徳学園 大学名誉教授)	再
みさわ けんいち 三沢 建一	学識経験者 (修文大学短期 大学部教授)	再
ささき まさし 佐々木 政司	学識経験者 (修文大学 准教授)	再

2 委嘱期間

平成30年5月23日から事務点検評価報告書を公表する日まで

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

### （教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

**第26条** 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### （事務の委任等）

**第25条** 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 （略）

3 （略）

- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について

一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年5月23日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市における教育のあり方についての提言を受けるため、一宮市学校教育推進会議設置要綱第3条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市学校教育推進会議委員 委嘱候補者

委員氏名	備考	新任 再任
しみず ひろし 志水 廣	学識経験者 (大学名誉教授)	再
こばやし のりゆき 小林 敬幸	学識経験者 (大学准教授)	再
ふかやけいすけ 深谷圭助	学識経験者 (大学教授)	再
いしはら みきお 石原幹雄	教育関係者 (一宮市小中学校長会長)	新
つちかわ まさお 土川正夫	その他教育委員会が認めた者 (前一宮市PTA連絡協議会会長)	新
あきおか みわ 浅岡美和	その他教育委員会が認めた者 (元一宮市PTA連絡協議会親代表会長)	再
すずき ひろし 鈴木洋志	その他教育委員会が認めた者 (元一宮青年会議所理事長)	再
せきぐち けいこ 関口恵子	教育関係者 (一宮市主席スクールカウンセラー)	再
かんだ かずひこ 神田和彦	教育関係者 (スクールソーシャルワーカー)	再
かわぐち しんた 川口慎太	その他教育委員会が認めた者 (前一宮市新成人代表)	新
あきやま ふみな 秋山史奈	その他教育委員会が認めた者 (元一宮市新成人代表)	再
くまざわ ひろし 熊沢裕司	一宮市総合政策部長	再
いとう ひろゆき 伊藤祐幸	一宮市こども部長	新

2. 委嘱期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

## 一宮市学校教育推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 これからの一宮市の学校教育のあり方を考えるため、一宮市学校教育推進会議(以下「推進会議」という)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学校の教育課程・教育活動等に関する事
- (2) 教職員の研修に関する事
- (3) その他、学校教育の推進に関する事

### (委員)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係行政担当者
- (4) その他、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後継者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、推進会議の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進会議は、教育委員会が招集する。

- 2 推進会議の会議は、会長が議長となる。

### (庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会教育文化部学校教育課において処理する。

### 付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

第 3 6 号議案

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成 3 0 年 5 月 2 3 日

一宮市教育委員会  
教育長 中 野 和 雄

提案理由

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員を委嘱するため、一宮市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱第 3 条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員 委嘱候補者  
(地域文化広場)

氏 名	備 考	新任 再任
なか の かず お 中 野 和 雄	一宮市教育長	再
たき かず なが 滝 和 良	一宮市図書館長	再
い とう てつ 伊 藤 哲	公認会計士	再
うつき やすし 宇都木 寧	弁護士	再
にしむら し ま 西 村 志 磨	修文大学 短期大学部准教授	再

(体育館施設等)

氏 名	備 考	新任 再任
の だ しん ご 野 田 眞 吾	一宮市 教育文化部長	再
みなもと ようじ 皆 元 洋 司	一宮市 教育文化部次長	新
うす い たか よし 臼 井 孝 嘉	公認会計士	再
たか ぎ みち ひさ 高 木 道 久	弁護士	再
きく ち ひで お 菊 池 秀 夫	中京大学スポーツ 科学部教授	再

2. 委嘱期間

平成30年5月24日～指定管理者の指定を行うまで

## 一宮市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する公の施設の指定管理者制度に係る候補者（以下「候補者」という。）の選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項を審査するため、一宮市教育委員会指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、公の施設について、指定管理者制度を適用させようとする場合、候補者を選定するため必要な事項を審査するものとする。

2 委員会は、指定管理者制度に係る協定の履行上の疑義及び履行不能等の処理について審査を行うものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が選任する委員5名をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 教育文化部長
- (4) 次長相当職の市の職員
- (5) 公認会計士
- (6) 学識経験者

2 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、公の施設のうち、指定管理者制度を導入する施設の指定を行うまでの期間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長し、又は短縮することができる。

2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 委員会は、公開しないものとする。

### (委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならな

い。また、委員が当該申請に関与したことが判明したときは、委員会は、委員が関与した団体を選考対象外とする。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、教育委員会及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

(選定基準)

第7条 委員会は、候補者を選定する場合には、次に掲げる選定基準について特に意を用い、かつ、総合的に判断しなければならない。

- (1) 施設設置の目的が達成できること。
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- (3) 事業計画書の内容が、当該事業計画に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- (5) 市民の声が反映される管理が行われること。
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況

(選定結果の公表等)

第8条 委員会における選定の経過及び結果は、教育委員会が指定管理者を選定した後、公表する。ただし、委員会は、選定の過程及び結果について、公表することが必要であると判断したときは、公表する事項、時期などを決定し、公表することができる。

2 委員会は、候補者の選定過程に係る公正性及び透明性を確保するため、委員会の議事録を整備するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育文化部教育指定管理課が処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年5月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年6月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年5月23日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表会役員改選のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員 解嘱該当者

(解嘱日：平成30年5月31日)

氏名	備考
あかお 赤尾 なな	一宮市小中学校 PTA 連絡協議会 母親代表会役員退任のため

2. 一宮市社会教育委員 委嘱候補者

氏名	備考	新任 再任
はせがわ 長谷川 淳子	一宮市小中学校 PTA 連絡協議会母親代表 会役員就任のため	新

3. 委嘱期間

平成30年6月1日から平成32年3月31日

\*一宮市社会教育委員の定数等に関する条例第4条の規定に基づく前任者の  
の残任期間

○社会教育法

(昭和二十四年六月十日 法律第二百七号)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○一宮市社会教育委員の定数等に関する条例

(昭和 25 年 1 月 27 日 条例第 3 号)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定に基づき、本市に一宮市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第 2 条 委員の定数は、15 名以内とする。

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。

第 4 条 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 一宮市教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、別に一宮市教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 31 年 1 月 4 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日より施行する。

付 則(平成 14 年 6 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年度  
一宮市社会教育委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属団体等	備考
則竹安郎	学識経験者	
今川峰子	〃	
益川浩一	〃	
小河元男	〃	
大島美智子	〃	
小川典子	〃	
馬淵博	〃	
小澤厚義	一宮市小中学校長会	
杉本智	一宮市公民館長連絡協議会	
尾関勝子	一宮市地域女性団体連絡会	
不破皓	一宮市芸術文化協会	
大竹幹雄	一宮市体育協会	
光樂朋尚	一宮青年会議所	
長谷川淳子	一宮市小中学校PTA 連絡協議会母親代表会	新
若林真由美	子育てネットワーカー	

H30.6.1現在

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成30年5月23日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が  
相当と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
1	特定非営利活動 法人 元気健康活動協会 理事長 かとう りか 加藤 由香	第10回元気健 康フェスタ ピンクリボン一 宮	・講演会 ・健康関係の体験、 物販ブース設置 ・市民の手作り作 品の販売 ・ソフトボール体 験	11月10日 (土)	一宮市民 会館	無料	(4) (6)
2	愛知サマーセミナー 実行委員会 実行委員長 てらうち よしかず 寺内 義和	第30回 愛知サマーセミナー	・講演会 佐藤 優氏(元 外交官)他 ・公開講座 ・弁論大会 他	7月14日(土) ～ 7月16日(月)	椋山女学園大 学・高等学校お よび周辺	無料	(6)
3	公益社団法人 一宮青年会議所 理事長 もり だいすけ 森 大介	公益社団法人一 宮青年会議所7 月公開事業 『未来は僕らの 手の中』	・一宮七夕まつり 会場内における AR(拡張現実) 体験	7月29日 (日)	オリーナス 一宮を中心と した一宮七夕 まつり会場全 域	無料	(4)
4	公益社団法人 一宮青年会議所 理事長 もり だいすけ 森 大介	公益社団法人一 宮青年会議所2 018年度10 月公開例会 『響(ひび)け DON 轟(と どろ)けDON 一宮めし どて カラ丼』	・嘉門タツオ氏他 によるステージ ライブ ・どてカラ丼提供 店出店	10月28日 (日)	本町アー ケード・葵 公園	無料	(4)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
12	公益財団法人晴嵐館理事長 おおいけしげき 大池 茂樹	第48回全国教育書道展	・幼年、小学生、中学生、高校生の毛筆および硬筆作品の展示と表彰	展示期間 8月22日(水) ～26日(日)	名古屋市博物館	無料	(4) (6)
13	一宮保護区保護司会 会長 たなか かずひこ 田中 一彦	第68回社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～	・犯罪や非行のない明るい社会をつくる啓発運動。 ・啓発用うちわ、花種(ノースポール)を配布しながら少年非行防止と更生保護援助を呼びかける。 ・花種(ノースポール)を市内中学校に配布。 ・研修会を開催する。 ・街頭広報活動を行う。	・強調月間 7月 ・研修会 7月5日(木) 13:30～ ・広報車による街頭広報 7月12日(木)	・研修会 市役所尾西庁舎6階大ホール ・街頭広報 市内全域 ・広報車による街頭広報 市内一円	無料	(3) (6)
14	一宮市モラロジーネットワーク 事務局長 こじま ひろかず 小島 博和	おじいちゃん、おばあちゃんに手紙を書こう!	・おじいちゃんおばあちゃんへの心温まる手紙を書いてもらうことにより、児童の敬老の精神を涵養する ・市内小学生5・6年生 約7,200名	6月14日(木)～9月17日(日)の期間	市内42小学校	無料	(6)
15	愛知県モラロジー協議会 尾張会場担当 たかま かおる 高間 薫	第55回教育者研究会(尾張会場)	・テーマ「道德教育の新たな充実をめざして」 講師 野口 芳宏氏 ・参加者 教職員および教育に関心のある方 170名	8月7日(火)	尾西生涯学習センター1F講堂	有料 1,000円	(4) (6)
16	西川流役員会 一宮支部 代表 いまだ そいち 今枝 惣一	伝統文化親子教室事業 「日本舞踊を踊りましょう」	・日本の伝統文化である日本舞踊を体験。着物の着つけ、あいさつの仕方、扇の扱い方など演目を決め、振り覚え、一曲踊れるようにする。 ・参加者・観覧者 小学生とその御父兄 30名	平成30年 9月15日(土)～ 平成31年 1月31日(木)	一宮市木曾川文化会館練習室	無料	(6)
17	愛知県食品衛生協会一宮支部 支部長 のりたけ しんや 則竹 伸也	「食中毒予防啓発標語・ポスター」優秀作品表彰	・平成24年度より市内の中学校に食中毒予防啓発標語・ポスターの募集をし、食中毒予防啓発に取り組む。表彰式はなし	平成30年 10月1日(月) 発表	無し(表彰式なし)	無料	(3) (6)
18	東海労働金庫 一宮支店 支店長 はね たかし 羽根 高	第9回「はたらく人にありがとう」メッセージ募集	・働いている人(お父さん、お母さん、店員さん、上司、部下など)、働いてきた人への感謝の気持ちを込めたメッセージを募集する。 ・参加予定人数3500名	平成30年 7月1日(日)～ 平成30年 9月30日(日)  授賞式 平成30年 11月23日(金)	授賞式 東海労働金庫本店	無料	(6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
19	株式会社アイ・シー・シー 常務取締役 瀬古 篤司	夏休み小学生アナウンサー体験	・体験を通じて、児童のメディアに対する知識の向上、地域社会とのつながりや関心を形成する。 ・小学生5・6年生50名、観覧者50名	平成30年7月25日(水)～平成30年8月29日(水)	一宮市商工会議所ビル7F	無料	(5) (6)
20	愛知県社会科教育研究会 会長 福田 聡	愛知県社会科教育研究大会	・愛知県の社会科教育振興のための研究発表及び講演会 ・参加予定人数250名(愛知県内教職員)	平成30年11月6日(火)	一宮市木曾川文化会館	無料	(2)
21	公益社団法人一宮青年会議所 理事長 森 大介	第2回一宮キッズタウンプロジェクト～思いやりあふれる子供のまち～	・自分たちでまちの名前を考えたり、商品を企画・生産・販売する体験をしたり、公共サービスの体験学習をしたりする。 ・参加予定人数300名	平成30年7月16日(月)・8月3日(金)・8月4日(土)	尾張一宮駅前ビルビル7階シビックホール	有料 キッズ参加者 2500円 一般参加者 500円	(4) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
9	「生」教育助産師グループ OHANA 代表 さかい ももこ 坂井 桃子	男児の保護者向け講座 いのちの授業 特別版	助産師の視点から思春期における「生」と「性」、いのちの大切さを伝える講義	6月8日(金)	一宮市市民活動支援センター	有料 1,000円 (市外の方は 1,500円)	(6)
		助産師から女の子の保護者に伝える いのちの授業 特別版		7月12日(木)			
10	西尾張家庭教育研究所 子育てほっとステーション 所長 まえだ あゆこ 前田 亜友子	家庭教育講演会	『自己肯定感の育み方』～わが子は自分の良いところを言えますか?～をテーマにした講演会	7月22日(日)	アイプラザ 一宮	無料	(6)
11	一宮音楽家協会 会長 くの いさお 久野 以早夫	第36回 一宮音楽家協会 サロンコンサート	歌とピアノ等の演奏会	6月3日(日)	一宮スポーツ文化センター	無料	(3) (6)
12	一宮北モラロジー事務所 代表世話人 やまぐち ぶんいち 山口 文一	ニューモラル講演会	公益財団法人モラロジー研究所の生涯学習講師による講演会	6月23日(土)	尾関公民館	有料 200円	(6)
13	木曾川文化創造ワークショップ 代表 はせがわ かずたか 長谷川 一貴	第68回きそがわふれあいコンサート	マリンバとピアノによるコンサート	10月28日(日)	木曾川文化会館	有料 1,000円	(6)
14	尾西信用金庫 業務推進部長 おかじま けいいち 岡島 啓一	すぎもと和の世界展	絵画個展	8月21日(火) ～ 8月29日(水)	尾西信用金庫事務センター 1階ギャラリー	無料	(6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
15	愛知県立起工業高等学校 校長 さほし つねとし 佐橋 庸寿	平成30年度 第51回デザイン展	デザイン科の生徒が 学習の成果を披露する 展覧会	平成31年 1月11日(金) ～ 1月14日(月・祝)	三岸節子 記念美術館	無料	(2) (6)
16	尾西おやこ劇場 運営委員長 つねかわ かなこ 恒川 香奈子	人形劇の鑑賞と おやこあそび	人形劇団京芸による人 形劇「おもしろげきじょ う」と事前あそび会	7月29日(日) 8月19日(日) 9月1日(土)	三条緑地公園 (7/29,8/19) 尾西グリーン プラザ(9/1)	無料 (7/29,8/19) 有料 1,000円 (9/1)	(6)
17	NPO法人 日本FP 協会 愛知支部 支部長 たかぎ ひろし 高木 浩	ミニFPフォーラム in一宮	「ライフプラン」「相続と 贈与」等をテーマとし た講演会と無料体験相 談会	8月26日(日)	アイプラザ 一宮	無料	(4) (6)
18	社会福祉法人 檉の木福祉会 かしの木の里 施設長 のざき たかし 野崎 貴詞	第18回 かしの木 の里 絵画展覧会 そうぞうのとびら展	かしの木の里 入所利 用者の絵画展覧会	6月13日(水) ～ 6月17日(日)	三岸節子 記念美術館	無料	(4) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

( スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
6	一宮女子野球 実行委員会 代表 とりごえ 鳥越 ゆたか 豊	第4回全国中 学ガールズカ ップ in 一宮	全国の女子中学生 による軟式野球大 会	8月4日(土) ～ 8月6日(月)	平島公園野 球場他	20,000 円	(6)
7	愛知県レスリ ング協会 会長 たにおかいくこ 谷岡郁子	第57回日米親 善高校レスリ ング愛知大会	両国選手のレスリ ング技術を高め、 競技力向上の一助 とする。	6月25日 (月)	一宮工業高 等学校体育 館	無料	(4) (6)
8	愛知県一宮総 合運動場 場長 あおやまのりひこ 青山徳彦	平成30年度ち びっこ水泳教 室	小学生を対象と し、水泳に親しむ ことにより、基本 的な泳法を身につ け、愛好者を増や し、かつ体力の向 上を図る。	A. Bクラス 7月23日(月) ～27日(金) C. Dクラス 8月6日(月) ～10日(金)	愛知県一宮 総合運動場 25mプー ル	3,500円	(4) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

( スポーツ 課 )

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
6	一宮女子野球 実行委員会 代表 とりごえ 鳥越 ゆたか 豊	第4回全国中 学ガールズカ ップ in 一宮	全国の女子中学生 による軟式野球大 会	8月4日(土) ～ 8月6日(月)	平島公園野 球場他	20,000 円	(6)
7	愛知県レスリ ング協会 会長 たにおかいくこ 谷岡郁子	第57回日米親 善高校レスリ ング愛知大会	両国選手のレスリ ング技術を高め、 競技力向上の一助 とする。	6月25日 (月)	一宮工業高 等学校体育 館	無料	(4) (6)
8	愛知県一宮総 合運動場 場長 あおやまのりひこ 青山徳彦	平成30年度ち びっこ水泳教 室	小学生を対象と し、水泳に親しむ ことにより、基本 的な泳法を身につ け、愛好者を増や し、かつ体力の向 上を図る。	A. Bクラス 7月23日(月) ～27日(金) C. Dクラス 8月6日(月) ～10日(金)	愛知県一宮 総合運動場 25mプー ル	3,500円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(博物館事務局)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
1	北翔会 会長 あかわ よしまさ 赤尾 剛正	北翔会 定期講演会	歴史研究家 田中豊氏による歴史研究講演会 演題「北方川並奉行所調役 丹羽玄塘著『塘叢』に見る秀吉・清正・長政・利家らの事」	7月22日(日)	北方公民館 大会議室	無料	(7)